

審 査 基 準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第 95 条の 2 第 3 項
処 分 の 概 要	: 特定免許情報の記録
原 権 者（委 任 先）	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第95条の 2 第 1 項及び第 5 項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の 2（特定免許情報の記録の申請）、第21条の 4（特定免許情報の記録）、第21条の 6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第31条の 4 の 2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審 査 基 準	:
標 準 処 理 期 間	特定免許情報の記録申請が、当該申請に係る記録をした静岡県公安委員会に対して行われた場合 1 日、ただし、提出された写真による申請については 22 日
申 請 先	運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署を除く。）
問 合 せ 先	: 静岡県警察本部運転免許課
備 考	: